

デートDVへの対応

— 指導用マニュアル —

知っちゃう？
デートDV



平成26年3月

山口県

目次

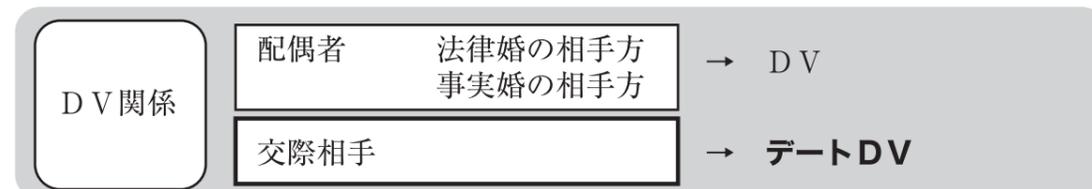
| | |
|----------------------|----|
| 1 作成の目的 | 1 |
| 2 身近にあるDV被害 | 2 |
| 3 気付く | 3 |
| 4 知る | 6 |
| 5 対応する①[被害者への対応] | 9 |
| 【参考1】素直に気持ちを伝える | 10 |
| 6 対応する②[加害者への対応] | 13 |
| 7 デートDV防止に向けて伝えるべきこと | 14 |
| 【参考2】デートDVに関するQ&A | 15 |
| 8 相談窓口 | 17 |
| 9 配偶者暴力防止法（DV防止法） | 19 |
| 10 ストーカー規制法 | 19 |
| 被害者支援の流れ | 20 |

1 作成の目的

本書は、デートDVに関して正しく理解していただき、身近なデートDVに気付いて、被害者、加害者双方に適切に対処できるようになることを目的としています。

●「デートDV」とは

「DV」（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人等の親密な関係にある者からの暴力のことで、「デートDV」とは、このうち、婚姻関係にない親密な交際相手からの暴力を指します。



●わかりにくい「愛」と「支配」の関係

暴力とは、殴る蹴るなどの身体的暴力や言葉による精神的暴力、性的暴力などがあり、力による相手を支配する行為で、デートをしている時間だけでなく、離れていても、メールの強要や行動の制限など相手の行動を監視し、束縛する行為等も暴力に当たります。

●DVを甘くみない

県が配偶者からの暴力で保護した方の多くは、交際中から既に暴力を受けていて、「結婚すれば暴力が治まるだろう」とか、「子どもが生まれれば落ち着くだろう」といった期待をしていたようです。

実際には暴力がエスカレートし、自身や子どもに対する被害や生命の危険を感じて、はじめて別れることを決意するようです。

結果としては、離職して経済力が無い上に、子どもを抱えるという厳しいハンディの中で、自立に向けて努力していくという状況になります。

●予防教育・早期対応

こうした状況を防ぐには、幼いときから相手を尊重する人間関係の作り方を学習し、DVを早期に発見し、被害者、加害者双方に、正しい知識を習得させ、被害・加害の拡大を防止することが重要です。

本書は、地域で相談に応じる民生委員や職場の管理者、また、学校職員などの身近な援助者の皆様を対象に、デートDVに気付き、そしてデートDVに関する正しい知識を習得し、早期の段階で、被害者、加害者双方に、適切な対処ができるようになることを目的としています。

●専門機関につなごう

身近な援助者は、一人で抱え込まず、被害者や加害者等にデートDVに気付け、必要に応じて適切な専門相談機関につなぐ方向で相談に取り組むことが大切です。

これは、交際相手から「別れる」際には、場合によっては、生命の危険があることなど、深刻なDVには、行政の相談機関や警察などの専門的な対応が重要なためです。

このことを十分にご理解の上、本書をご活用ください。

2 身近にある DV 被害

1 DV について

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、夫婦や恋人など親密な間柄にある、または、あった男女間で起こる暴力のことです。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）では、「配偶者からの暴力は、**犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である**」と規定されています。

デートDVとは、結婚していない交際中の男女間で起こる暴力のことであるため見過ごされがちですが、エスカレートすると、**暴行、傷害などの犯罪にもなりうる行為**です。

2 県内のデートDV等の現状

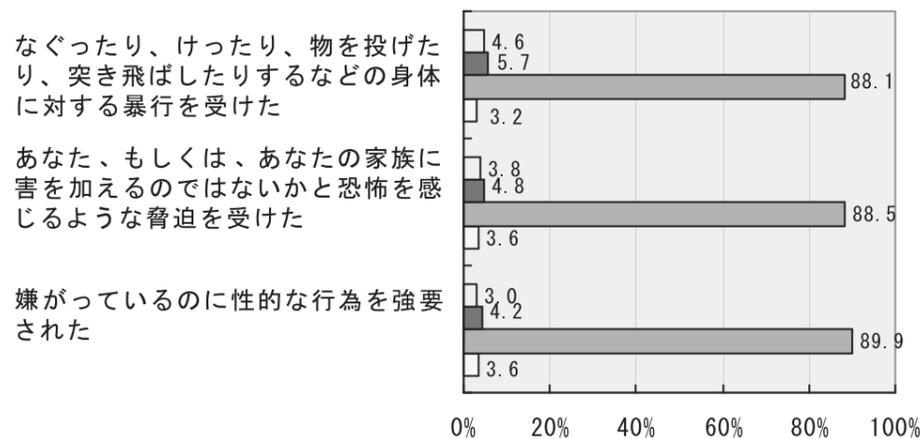
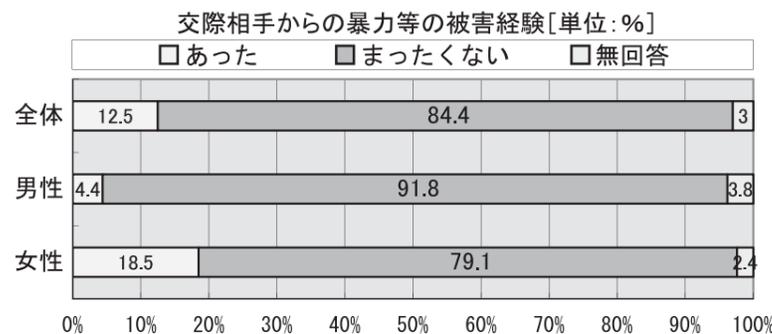
県内の若者の8人に1人がデートDVの被害者！

県の調査によると、10歳代、20歳代において、交際相手のいた方のうち約8人に1人（12.5%）が「暴力の被害を受けた経験がある」と回答しており、女性の被害の割合が男性の約4倍となっています。

また、交際相手からの「身体的暴力」の被害について、約10人に1人が10歳代または20歳代に「あった」と回答しています。

なお、平成24年の国の調査によると、20歳代及び30歳代の女性では約5人に1人（約23%）がデートDVの被害を受けています。

【県の調査結果（H21）】



3 気付く

1 まずチェックしてみましょう

相談を受けたら、下記の「チェックリスト」をもとに、交際相手との関係を確認してみましょう。

♡ DV被害者チェックリスト

- 交際相手は酷く嫉妬することがある。
- 交際相手の言うことを断ったり、反論することが怖くてできない。
- 何か問題が起こると、いつもあなたのせいにされる。
- 交際相手は、あなたがいつもどこにいるか、何をしているか、誰といるかを知りたがる。
- 交際相手は、あなたが傷つくような嫌な呼び方をする。
- 交際相手は、あなたの髪型や服装、癖などをけなす。
- 交際相手は、あなたに言うことを聞かせるために暴力を使ったことがある。
- 交際相手は、あなたが大事にしている物を傷つけると脅したことがある。
- 交際相手が、他の人や物に暴力を振るった場面を見たことがある。
- 交際相手とセックスすることが怖い、または怖くてセックスを断れないことがある。
- 交際相手に身体的な暴力を振るわれたことがある。
- 交際相手に問題が起こると、あなた自身が解決しなくてはと思う。
- 交際相手を変えてあげなくては、と思う。
- 交際相手の振る舞いや行動にびくびくしてしまう。
- いつも交際相手の気にいるように行動している。

（参考：DV防止教育センター）

1つでもチェックのついた人へ

デートDVの被害を受けている可能性があります。二人の関係をより良いものとするようにアドバイスしましょう。

身体的暴力の疑いがある場合など深刻な場合は、相談窓口につながるなど助けを求めるようアドバイスしましょう。（P17～P18 ページの相談窓口へ）

この時、交際相手には知られないように気をつけましょう。

◆ DV加害者チェックリスト

- 交際相手を冗談っぽく人前でけなすことがよくある。
- 交際相手を、わざと傷つけるようなことを言うことがある。
- 交際相手を脅したり、恐がらせたことがある。
- 交際相手が誰とどこにいて何をしているか、しつこく聞く。
- 交際相手の携帯などをチェックしたり、アドレスを消したことがある。
- 交際相手に身体的な暴力を振るったことがある。
- 交際相手の付き合う人や行動を制限している。
- 問題が起こると、すぐ交際相手のせいにする。
- 交際相手を罰するために無視したり、自殺すると脅したことがある。
- 交際相手のお金を取り上げたり、借金させたことがある。
- 交際相手に、自分の都合で仕事をさせたり、辞めさせたりしたことがある。
- 交際相手にセックスを強要したことがある。

1つでもチェックのついた人へ

これらはデートDVの加害者の行動です。たとえ、「自分には悪意がないから大丈夫」と思っている、大切な人の心と身体を壊し、良好な関係を壊す行動です。

二人の関係をより良いものとするため、行動を見直しましょう。自分で見直せない場合は、デートDVに詳しい専門家に相談するようアドバイスしましょう。

(P17～P18 ページの相談窓口へ、まず電話相談を)

2 身近なデート DV に気付く

次のような話を聞いたことがありますか？

- ・ 恋人からのメールにはすぐに返事をしないといけない。
- ・ 携帯電話を勝手に見られたり、アドレス帳を削除させられたりした。
- ・ 少しのことで恋人から馬鹿とかアホとか叱られる。
- ・ 他の異性と話したり、友達や同僚と遊びに行くと恋人が不機嫌になる。
- ・ 別れるなら自殺するとか、家族等に危害を加えるなどと脅された。
- ・ 叩いたり蹴ったりされたが、その後すぐ謝られた。
- ・ 高価なプレゼントを要求された。

このようなことを話し相手から聞いたことがある場合には、その方は、交際相手からDV被害を受けている可能性があります。

3 相談しにくいデート DV 被害者

被害者は、自分が受けたDV被害について、よく「控えめな表現」をします。一日中殴られたとしても、「ちょっとけんかしちゃって」といったようにです。

これは、「なんで別れないの。馬鹿じゃない」といった批判を受けたくないことや、「自分が悪いから相手を怒らせている」、「周りの方に心配をかけたくない」、「相手に知られた時が怖い」という心理があるようです。

また、「恥ずかしい」、「自分にも悪いところがある」、「自分が我慢すればいい」、「すごく優しいときもある」等の理由で、**誰にも相談しない**ケースが多くあります。

さらに、被害が深刻な場合は、考える力もなく、無気力な従属状態に置かれている場合もあります。もし、あなたが話し相手から「恋人は、すぐに切れる」といった話を聞いたなら、もしかしたらその人は、**あなたに手を差し伸べて欲しい**と思っているのかもしれない。

4 デート DV の兆候に気付く

デートDVの被害者・加害者の行動には、どのような兆候があるのでしょうか？
以下のような場合、デートDVが起こっていると考えられます。

<被害者の場合>

- デートから戻っても元気がない。
- 周囲の人に、自分達の交際の話をしたがらなくなる。
- 携帯電話が鳴るとビクッとする。
- 手足等に傷跡やアザがみられる。
- 交際相手の都合を最優先にして、先約を突然すっぽかすようになる。

<加害者の場合>

- 電話をたびたびかける。
- 電話でよく怒鳴る。
- 相手の悪口を言う。
- 携帯電話やSNS(※注)を通じて、死んでやるなどと脅す。
- 自分の居場所に、時間を構わず交際相手呼びつける。

※SNS(ソーシャルネットワーキングサイト)

SNSとは、インターネット上での掲示板の一種です。

この掲示板などに書き込んだ名前・年齢・住所等の個人情報やプライベートの写真や動画の掲載がきっかけで、嫌がらせを受けたり、犯罪に巻き込まれたりすることがあります。

Facebook(フェイスブック)やTwitter(ツイッター)、LINE(ライン)もSNSの一種とされています。

4 知る

1 暴力とは？

暴力とは、何らかの力により相手を支配することです。

身体的、精神的、性的、経済的暴力等があり、これらは複雑に絡まっていることが多いのです。

| | |
|-------|--|
| 精神的暴力 | 大声でどなる 人の前でバカにする 家族や友人と付き合うのを制限する 電話やメールを細かくチェックする 大切なモノを壊したり捨てたりする 服装や髪型を強制する 殴ったり、物を投げつける素振りをする 行動を監視・制限する 「別れたら家族に危害を加える」と言って脅す |
| 身体的暴力 | 平手で打つ 足で蹴る げんこつでなぐる 刃物などの凶器を体につきつける、髪を引っ張る 引きずりまわす 物を投げつける |
| 性的暴力 | 無理やり身体を触る 裸の写真を撮る セックスを強要する 避妊に協力しない 中絶を強要する 見たくないポルノビデオや雑誌を見せる |
| 経済的暴力 | 金銭や高価なプレゼントを要求する 貸したお金を返さない デート代を常に負担させられる 借金を強要する 就労させない |

2 暴力(デートDV)の被害・悪影響

身体的暴力により傷つくことはもとより、精神的暴力で心を支配されると、次のような被害や悪影響が生じ、一人の人間として自立した行動ができなくなり、人格が否定されるほか、被害者の生活や社会関係を壊す結果となります。

恐怖感

被害者は、「別れたら何をされるかわからない」、「別れようとしたのがバレたら、殺されるかもしれない」といった恐怖感から、加害者から別れられない場合があり、また、「別れたら死ぬ」などと脅されている場合もあります。

自信の欠如

加害者は被害者の落ち度を再三非難したり、「アホ」、「馬鹿」、「口答えするな」、「生意気だ」などと言ったりするため、被害者は、自信をなくし、自分はダメな人間だと思われています。

判断力の低下

加害者の決めたことに従わないと、ひどい目に合わされることから、加害者がどうしたいのかを気にするばかりで、自分が何をしたいのか判断できない状況に陥っています。

加害者へのしがみつき

加害者から友人や同僚、親類との付き合いを制限された結果、加害者と別れるとひとりぼっちになってしまうことを恐れて、別れられなくなっている場合があります。特に、加害者が時折みせる優しさや「愛している」「お前がいなくてダメになる」などと別れることを拒否すると、「二度と暴力は振るわないかもしれない」と希望を持ったり、「私がいなくてダメだ」と考え、離れられなくなってしまう。

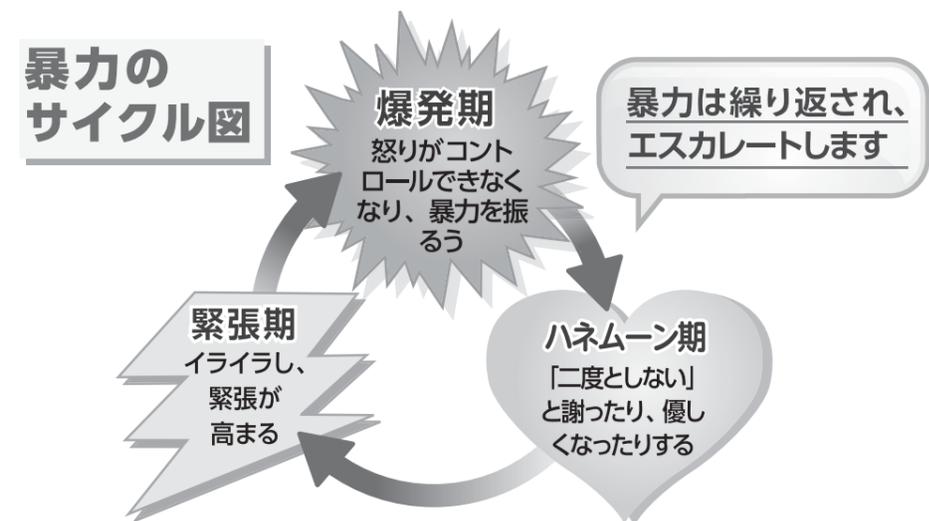
3 デートDVの特徴① ~暴力は繰り返され、エスカレートする~

■暴力のサイクル

デートDVには3つの段階、「緊張期」、「爆発期」、「ハネムーン期」があり、暴力は繰り返され、エスカレートしていきます。

加害者は、被害者の不手際など、爆発するための材料を蓄積していく「緊張期」を経て、物を投げたり、殴ったりする「爆発期」の後、急に優しくなったり、謝ったりする「ハネムーン期」を持つと言われています。

これは、「反省や謝罪」によって相手を支配しようとしているからだと言われています。



■被害の深刻化

加害者は、交際を始めてすぐに暴力を振るうわけではなく、多くの場合、最初は暴力的、支配的な面を隠しています。

「君が心配だから」といった理由で二人だけの「約束」をし、その「約束」を次第に強化し、これを拒むと「もう愛していないのか」等と言って、受け入れを強要します。

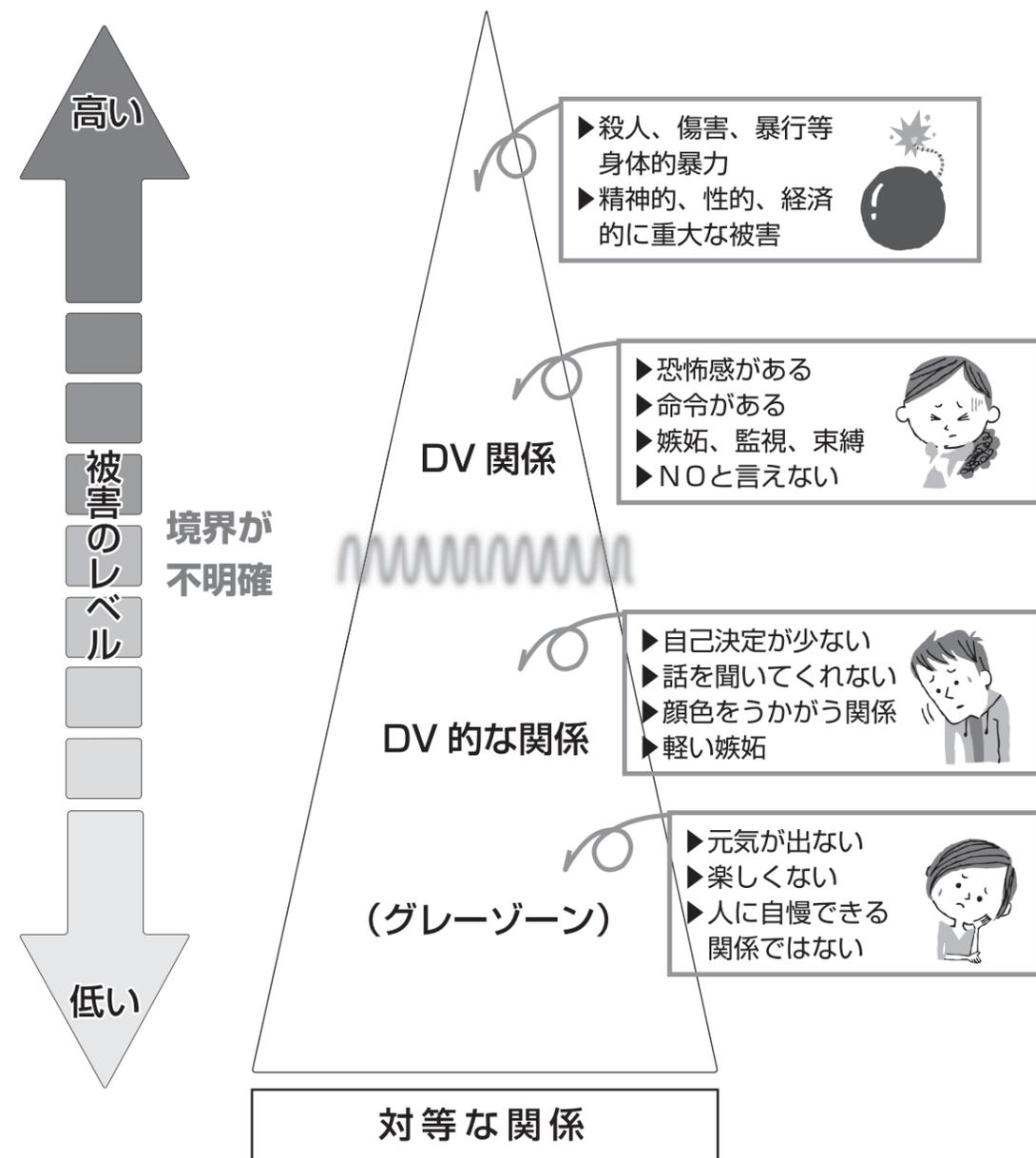
被害者は、「いつの間にか」周囲から孤立し、加害者と別れることができなくなってしまう。

4 デートDVの特徴②～どこまでが恋愛？どこからDV？

グレーゾーン

どこからがDVで、どこまでならDVでないのかといった疑問があります。これに答えるために、「グレーゾーン」の視点というものを持っていることが有効で、デートDVかどうかを見極めたり、関係を対等なものに変えていく時に使えるものです。

何がDVかは機械的には決められませんが、「グレーゾーン」を意識して、DVに近づく危険性が何かを知っておくことが大事です。



5 対応する①[被害者への対応]

基本スタンス

被害者本人がDVと気づき、その状況を解決したいと被害者本人が思うように、時間をかけて対応し続けることが必要です。

- 被害者の気持ちを聞くこと、そして、心配していることを伝えます。
- 加害者と別れることが最善の解決策とは言えません。
- 加害者と別れられなくても、見捨てることなく、長く関わっていくことが大切です。

ただし、ひどい身体的暴力や虐待が考えられる場合は、**警察へ一緒に行く、病院で診断書を書いてもらう、適切な専門相談機関へ繋ぐなどの対応が必要です。**

具体的に被害者へ接する場合

【第1ステップ】 聞く

- まず、被害者の話を聞くことです。決して、批判せず、評価せず、指図せず、気持ちを聞きます。
- 心配していることを、被害者に伝えます。
- 被害者が、どんな支援を希望しているか、どんなことを知りたいかなど、必要なことも少しずつ聞いていきます。

※ 聞き取りの際の留意点

- ◆メモを取る際は、被害者との間に信頼関係を構築する。「秘密は守るからね」、「あなたのことを一緒に考えたいから、メモを取らせてもらうね」など、被害者の了解を得ることです。
- ◆一度に全てを聞かずに、2回目以降に、さらに必要なことや、1回目の説明では分かりにくいことなどを聞いていきます。
- ◆被害者が比較的話しやすいところから聞いていきます。

【第2ステップ】 理解する

- 被害者のいろいろな話を聞きながら、徐々にデートDVの知識を伝えていきます。

「デートDVっていうのは、こういうものみたいだよ」
 「あなたたちの関係、少しデートDVっぽく見えるけど大丈夫？」
 「デートDVってこんなことらしいけど、それに当てはまることはないの？」

- 被害者と加害者の関係が、グレーゾーンの図（P8）の何処の位置にあるのか、具体的な状況を聞いて、DVの程度を理解します。

【第3ステップ】(次の一步を踏み出すための) 具体策を示す

- 当面、被害者が安全になるための具体策を話し合います。
- 加害者との関係を改善するため、一步踏み出す方針を出してみます。
- 被害者が、加害者に対して、言おうと思えば言えるかどうかを考えます。ただし、無理をして言わせないように配慮が必要です。

「携帯チェックはやめて!」
「大声を出すのはやめて!」
「私のことを好きなら、私の思いを尊重して!」
「私を失いたくないなら、傷つけないで!」

【参考1】素直に気持ちを伝える

～自分の気持ちも相手の気持ちも大切に作る～
アイメッセージとユーメッセージ

アイメッセージ (I message) とは、「私」を主語につけて話すことです。その反対がユーメッセージ (You message) です。アイメッセージで話すと、自分の気持ちや考えが明確になります。

ユーメッセージで、「あなたは〇〇だね!」と相手を責めるのではなく、アイメッセージで、「私は〇〇と思う」と自分の気持ちや考えを丁寧に伝えることが大切です。

👉 (例)

ユーメッセージ：あなたは間違っています!
アイメッセージ：私の考えは、あなたの考えと違います。

ユーメッセージ：あなたのその説明では分からないよ!
アイメッセージ：私は、あなたにもう少し詳しく説明して欲しいです。



被害者の身に危険があると感じた場合は、直ちに警察に相談しましょう。

◎ 身の安全の確保への備え

被害者が、加害者から「殺してやる」「別れたら死んでやる」などの暴言を吐かれたり、加害者が刃物をちらつかせる、家や職場の周囲を徘徊するなど、少しでも身の危険を感じているようであれば、次のような準備を進めましょう。

- ・警察への相談*
- ・一人で出歩かない。
- ・家の出入口や窓に鍵を掛ける。
- ・避難場所 (親戚宅や知人宅、ホテル、一時保護所等) を確認する。
- ・民生委員や自治会役員等に相談し、加害者を見かけたら連絡するよう依頼する。

※ 警察への相談

警察署では、被害者や、その親族等の安全確保を最優先として、
・被害者に対する防犯指導及び周辺警戒
・対応方法の教示
・加害者への指導・警告・検挙
などの必要な措置を行っています。

◎ 被害者が性的暴力を受けている場合

相談窓口 (P17~P18 ページに記載) への相談のほか、緊急避妊や性感染症防止のため、健康福祉センターや婦人科のある病院等への相談・受診を勧めてください。

【参考】

緊急避妊薬は、性的暴力を受けた時、婦人科で入手することができる薬です。セックスの後、72時間以内 (3日以内) であれば避妊することは可能ですが、100%という訳ではありません。

嘔吐や吐き気等の副作用がひどいことがあります。あくまでも、緊急な場合の薬です。

また、婦人科医と相談して、性感染症検査も念のため受けましょう。

【やまぐち医療情報ネット】

<http://www.qq.pref.yamaguchi.lg.jp/qq35/WP000/RP000001BL.do>



◎ 二次被害を防ぐために

被害者は、相談相手の発言や何気ない態度でさらに傷ついてしまうことがあります。これを**二次被害**といいます。

被害者と接する場合は、被害者が交際相手からの暴力により、心身ともに傷ついていることに十分留意し、不適切な対応により、被害者に更なる被害が生じないように配慮することが必要です。

相談を受ける際は、以下の対応例を参考にし、二次被害を起こさないよう留意してください。

👉 良い対応例

- 被害者が話をしてくれたことに敬意を表する
「話をしてくれて、ありがとうございます」
- 被害者の話に共感する
「つらかったでしょう」「本当に大変でしたね」
- 被害者が感じる自責感をやわらげる
「あなたは悪くありません、悪いのは暴力をふるう相手です」

👉 悪い対応例

- 被害者の側に落ち度があると責める
「あなたにも悪いところがあったのではないか」
「どうして……しなかったのですか」
(←被害者が持つ自責感を助長する。たとえきっかけが被害者にある場合でも、暴力は絶対に良いことではない)
- 安易な励ましや気休めを言う
「心配しなくても大丈夫です」
「元気を出してください」
(←「私はぜんぜん大丈夫じゃないのに、この人は何もわかってない」と被害者は感じ、相談しても無駄だと思わせる)
- 他の人と比較する
「もっと大変な状況に置かれている人がいますよ」
(←被害者は、「自分の体験は他と比べられないのに……」と怒りを感じる)

6 対応する②[加害者への対応]

- 加害者への聞き取りの仕方は、基本的には、被害者への接し方と同じです。まずは、良く聞いて、すぐに判断したり、評価したり、批判したりしないようにしましょう。
- 「暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること」や、「被害者の気持ち」を伝えましょう。
- DVをしないための具体策を加害者に考えさせましょう。

＝ ポイント ＝

被害者の話も聞いておいて、加害者の嘘やごまかしを見抜くことが大事です。

◎ 暴力は絶対ダメ、と繰り返し伝える

もし、加害者自身が、何らかのきっかけで自分の行為が暴力であると認識できれば、加害者は立ち直る可能性があるのかもしれませんが。

しかし、残念ながら、多くの加害者は暴力を振るう原因を交際相手など他人に転嫁し、本人の価値観に根本的な原因があることを認めようとはしません。加害者は、被害者を「自分のもの」と考えているからです。

加害者に対しては、いかなる理由があろうとも「暴力は絶対にダメ」ということを繰り返し伝えましょう。

そして、暴力ではなく他の方法で、自分の気持ちや考えを交際相手に伝えていくようにしましょう。文章で伝えることや、大声を出さないことも一つの例です。

また、交際相手に自分の考えを押し付けたり、「恋人なら〇〇して当然だ」というような考えを改め、「相手を尊重する」ように伝えましょう。

特に、被害者が「別れること」を決断している場合は、「別れを受け入れましょう」と、納得させる必要があります。



7 デートDV防止に向けて伝えるべきこと

デートDV防止のためには、次のような単純で分かりやすい、明確なメッセージを伝えることが大切です。

- 絶対に（どんな軽い力であっても）交際相手を殴ってはいけません。
- 交際相手に対して、大声を出したり、怒って怖がらせてはいけません。
- 交際相手に「異性と会わない」などと言って束縛してはいけません。
- 交際相手のケータイをチェックすることは良くない。
- フラれる時はつらいだろうけど、ストーカーのように別れに抵抗してはいけません。
- 交際相手に「すぐに来い」とか「こんな服を着ろ」というような命令は良くない。
- 自分が良いと思っても、交際相手が嫌がることをしてはいけません。
- 交際相手の欲求と自分の欲求を区別しよう。
- 恋人間でも隠し事はあって良い。
- 交際相手が望まない、コンドームを使わないセックスはしてはいけません。また、セックスをしたくない時は、NOと言って良い。
- 交際相手が自分の思いどおりになるものと思ってはいけません。
- 交際相手を殴らなければ暴力じゃない、ということは間違い。
- 嫉妬によって、交際相手を怒ってはいけません。また、交際相手の行動を制限する権利はない。
- 交際相手がいろいろな友人と関わるのを邪魔してはいけません。

【参考2】 デートDVに関するQ&A



【Q】 例えば、カップルの間で、お互い異性の友達とは遊ばないと約束したとき、それは束縛に当たると思いますが、お互いに承諾していれば、DVにはならないのですか？

〈A〉 「異性の友達と遊ばない」という約束は、お互いの成長にとってマイナスです。どうして、そのような約束をするのでしょうか。それは自分が不安だからです。相互に自由を制限するから対等ということではありません。双方の成長や自由が犠牲にされています。そういう関係は不健康です。二人の間が閉じてしまう関係は危険です。もっといろんな人と交流し、オープンな関係にしていきましょう。「承諾」といいますが、一方がうまく他方を誘導して承諾させているということがあります。約束させられたことでも不当な約束は守らなくていいです。一方が「異性と遊ばない」ことを守っているから他方も同じことをすべきとは言えません。



【Q】 デートDVの被害に遭ってしまった時、どうい解決方法がありますか。相手と別れても出会うかもしれない恐怖はどうしたらいいのでしょうか。自分が退職や退学したりするのは悔しいです。

〈A〉 相手が同じ会社や大学等の人の場合、別れた後が心配ということで、確かにこれは大きな問題です。ですから一人で対処せず、まず、信頼できる友達等に協力してもらい、DVに詳しい人（相談窓口の相談員等）に相談してください。そして、安全な別れ方、別れた後の安全の確保の仕方について学んでください。



【Q】 別れる、別れないということは、双方の合意がないと、やはり無理ではないですか？

〈A〉 片方が同意しないからといって、いつまでも別れないということは、それは付き合っていることなんでしょうか？もう好きではなく、楽しい会話も無いのに、別れの合意がないから付き合い続けるのでしょうか？デートDV加害者が、いつまでも絶対別れないと言ったら、いつまでも付き合い合わないといけませんでしょうか？そのような「別れには合意が必要」という恋愛の考え方が別れにくくさせ、結局、DV関係を存続させてしまっています。別れることに、双方の合意はいりません。



【Q】男性が被害者となるデートDVには、どのようなものがありますか？

〈A〉相手に叩かれるような身体的な暴力もありますが、精神的に支配されるケースが多いです。携帯を勝手に見られるとか、バカにされたり、相手の言うとおりにしないと怒られるので、精神的に追い詰められ、相手の顔色をうかがってビクビクするような状態になっているのは、デートDVです。女性でも加害行為をする人がいて、男性でも被害を受けます。バカにされ続けて、自信をなくす男性もいます。いつもデートのお金を出させられるとか、いつも迎えに来るように強要されるというような場合もあります。

(【参考2】は、「ストップ!デートDV」、「デートDV対応ノウハウ」を参照したものであり、考え方の一例です。)



8 相談窓口

山口県男女共同参画相談センター

山口県男女共同参画相談センターでは、DVやデートDVに関して、相談員による電話・面接相談、弁護士、医師等による専門相談のほか、一時保護等を行っています。

| 名称 | 所在地 | 電話 |
|-----------------|-------------------------------|---|
| 山口県男女共同参画相談センター | 〒753-0056 山口市湯田温泉 5-1-1 | 083-901-1122 DVホットライン (緊急用) 0120-238122 |

山口地方法務局

女性の人権ホットライン 0570-070-810

法テラス山口

〒753-0072 山口市大手町9-11 山口県自治会館5階

☎ 0503383-5490

犯罪被害者支援ダイヤル 0570-079714

山口女性サポートネットワーク

☎ 0836-37-5611

山口被害者支援センター (ハートラインやまぐち)

☎ 083-976-5152

警察

警察では、配偶者等からの暴力を制止し、被害者を保護するために必要な措置を講じています。

また、相談を受けた場合は、相談者やその親族等の身に危害が及ぶことのないよう、適切に対処します。

| | | | | |
|----------------------------------|--------|-----------------|----------|--------------|
| レディース・サポート110 | | 0120-378387 | | |
| | | 又は 083-932-7830 | | |
| 警察総合相談 短縮ダイヤル#9110又は083-923-9110 | | | | |
| 各警察署 相談窓口 | 岩国警察署 | 0827-24-0110 | 宇部警察署 | 0836-22-0110 |
| | 柳井警察署 | 0820-23-0110 | 山陽小野田警察署 | 0836-84-0110 |
| | 光警察署 | 0833-72-0110 | 小串警察署 | 083-772-0110 |
| | 下松警察署 | 0833-44-0110 | 美祢警察署 | 0837-52-0110 |
| | 周南警察署 | 0834-21-0110 | 長門警察署 | 0837-22-0110 |
| | 防府警察署 | 0835-25-0110 | 萩警察署 | 0838-26-0110 |
| | 山口警察署 | 083-924-0110 | 下関警察署 | 083-231-0110 |
| | 山口南警察署 | 083-972-0110 | 長府警察署 | 083-248-0110 |

緊急時は110番へ

9 配偶者暴力防止法(DV防止法)

- 「配偶者」
 - ・ 男性、女性を問わない。事実婚や元配偶者（※）も含む
※離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合
 - ・ 平成26年1月から、生活の本拠を共にする交際相手、いわゆる「同棲相手」も含む
- 「暴力」
 - ・ 身体的暴力のみならず、精神的・経済的・性的暴力も含む
- 「保護命令」（身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫のみ対象）
 - ・ 被害者への接近禁止命令
 - ・ 退去命令
 - ・ 被害者の子又は親族等への接近禁止命令
 - ・ 電話等禁止命令

10 ストーカー規制法

- 「ストーカー行為」
 - ・ 特定の者に対する恋愛・好意等の感情を満たすための相手に対する迷惑行為
(つきまとい、待ちぶせ、監視、面会要求、無言電話、メール送信)
- 「罰則」
 - ・ 公安委員会が禁止命令を発し、違反すると1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

【ストーカー行為とは】

| | | |
|---|--------------------------|-------------------------------|
| 1 | つきまとい・待ち伏せ等 | 相手を尾行する。つきまとう。 |
| 2 | 監視していると告げる行為 | どのような行動したかなどを相手に告げる。 |
| 3 | 面会・交際等の要求 | 相手が拒否しているにもかかわらず、面会や交際等を求める。 |
| 4 | 粗野・乱暴な言動 | 相手の家の前で大声を出したりするなど、乱暴な言動をする。 |
| 5 | 無言電話、連続した電話・ファクシミリ・電子メール | 相手が嫌がっているにもかかわらず、電話や電子メールを送る。 |
| 6 | 汚物等の送付 | 相手に不快感を与えるものを、相手の自宅や職場に送りつける。 |
| 7 | 名誉を傷つける | 相手を中傷したり、名誉を傷つけるような内容を告げる。 |
| 8 | 性的羞恥心の侵害 | わいせつな写真などを相手の自宅や電子メールで送る。 |

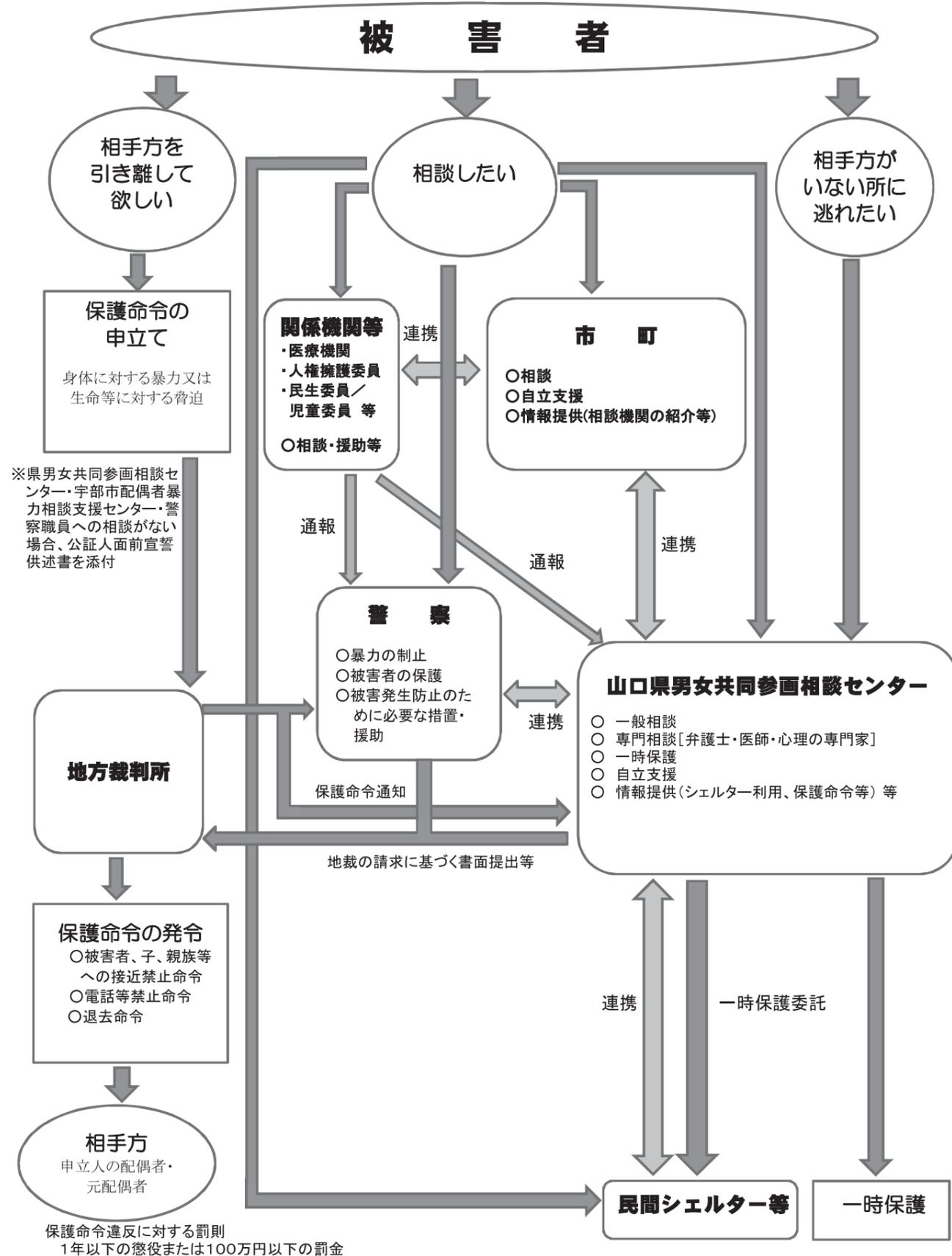
市 町

| 市町名 | 担当窓口名 | 電話番号 |
|---------|-------------------|--------------|
| 下 関 市 | 福祉部福祉政策課 | 083-231-1156 |
| 宇 部 市 | 宇部市配偶者暴力相談支援センター | 0836-33-4649 |
| 山 口 市 | 山口市男女共同参画センター | 083-934-2743 |
| 萩 市 | 市民活動推進課 男女共同参画推進室 | 0838-25-3366 |
| 防 府 市 | 社会福祉課 人権推進室 | 0835-25-2207 |
| 下 松 市 | 人権推進課 | 0833-45-1825 |
| 岩 国 市 | 人権課男女共同参画室 | 0827-29-5340 |
| 光 市 | 福祉総務課 | 0833-74-3004 |
| 長 門 市 | 市民課 市民相談係 | 0837-23-1115 |
| 柳 井 市 | 政策企画課 | 0820-22-2111 |
| 美 祢 市 | 地域福祉課 | 0837-52-5228 |
| 周 南 市 | 元気子ども総合相談センター | 0834-31-2400 |
| 山陽小野田市 | 人権・男女共同参画室 | 0836-82-1137 |
| 周防大島町 | 政策企画課 | 0820-74-5505 |
| 和 木 町 | 企画総務課 | 0827-52-2135 |
| 上 関 町 | 保健福祉課 健康増進係 | 0820-65-5113 |
| 田 布 施 町 | 企画財政課 | 0820-52-5803 |
| 平 生 町 | 総務課 | 0820-56-7111 |
| 阿 武 町 | 民生課 | 08388-2-3110 |

健康福祉センター及び下関市立下関保健所

| 名 称 | 電話番号 |
|----------------|--------------|
| 岩国健康福祉センター | 0827-29-1523 |
| 柳井健康福祉センター | 0820-22-3631 |
| 周南健康福祉センター | 0834-33-6425 |
| 山口健康福祉センター | 083-934-2531 |
| 山口健康福祉センター防府支所 | 0835-22-3740 |
| 宇部健康福祉センター | 0836-31-3200 |
| 長門健康福祉センター | 0837-22-2811 |
| 萩健康福祉センター | 0838-25-2669 |
| 下関市立下関保健所 | 083-231-1426 |

被害者支援の流れ



<参考文献>

- 伊田広行「ストップ・デートDV」(株)解放出版社 2011年
 伊田広行「デートDVと恋愛」(株)大月書店 2010年
 ランディ・バンクロフト「DV・虐待加害者の実態を知る」
 (株)明石書店 2008年
 スーザン・ブルースター「DV被害女性を支える」(株)金剛出版 2007年
 森田ゆり「ドメスティック・バイオレンス 愛が暴力に変わるとき」
 (株)小学館 2007年
 NPO法人山口女性サポートネットワーク「デートDV対応ノウハウ」2012年
 内閣府男女共同参画局「人と人とのよりよい関係をつくるために交際相手とのすてきな関係をつくっていくには」2010年

<編集後書>

本書作成に御協力をいただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

デートDVへの対応

発行 平成26年(2014年)3月
 編集 山口県環境生活部男女共同参画課
 〒753-8501 山口市滝町1番1号
 T E L 083-933-2630
 F A X 083-933-2639
 Eメール a12800@pref.yamaguchi.lg.jp
 ウェブサイト <http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a12800/index/>